

## 「富田林ブランド 認定マーク使用基準」

### （目的）

**第1条** 富田林ブランドの認知度、及び信用・信頼度の向上を目指し、富田林のイメージアップを図るために作成された「富田林ブランド認定マーク」（以下「マーク」という。）について、その適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

### （表示）

**第2条** マークの表示は、別記「富田林ブランド認定マークデザインの取り決め事項」の通りとする。

### （使用の届出）

**第3条** マークを表示しようとする者は、あらかじめ富田林ブランド認定委員会に対して富田林ブランド認定マーク使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

### （使用の実績報告）

**第4条** マーク使用者は、毎年度末（3 月末時点）までに使用した実績を4月30日を期限として富田林ブランド認定マーク使用実績報告書（別記様式2）により、委員会に報告しなければならない。

### （誤認の防止）

**第5条** マーク使用者は、「富田林ブランド」認定品以外の産品が「富田林ブランド」として認定を受けていると、消費者に誤認されるような形でマークを表示してはならない。

### （使用料）

**第6条** マークの使用料は無料とする。

### （表示に要する経費負担）

**第7条** マークの表示に要する経費は、マーク使用者が負担するものとする。

### （事故、苦情等の処理）

**第8条** マークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、マーク使用者は誠意をもって、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

### （適正使用の確保）

**第9条** 委員会は、マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

### （使用の中止）

**第10条** 委員会は、マーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当する恐れのある場合は、マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 富田林ブランドとしての認定を取り消されたとき。
- (2) 第2条の規定に反して表示したとき。

- (3) マークを不正に使用したとき。
- (4) 第8条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (5) その他富田林ブランドのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定によるマークの使用中止により生じた損失については、マーク使用者自らが負担するものとする。

(その他)

**第11条** 委員会は、マークの適正な使用に関し、この基準以外に必要な事項については、別途協議のうえ定めることとする。

**附則**

この基準は平成22年8月1日から施行する。